

美里町スイミングセンター指定管理者 公募要項

令和6年6月

美里町まちづくり推進課

目次

はじめに	4
1 指定管理者制度の趣旨	4
2 公募の概要	4
(1) 対象施設	4
(2) 設置目的	4
(3) 指定期間	4
(4) 指定管理者の公募及び選定	5
(5) 選定結果等の通知及び公表	5
(6) 協定の締結	5
(7) 問合せ先	5
3 施設の運営方針	5
(1) 施設の概況	5
(2) 施設の運営方針	5
4 指定管理者が行う業務	5
(1) 施設の運営に関して行う業務	6
(2) 施設の維持管理に関して行う業務	6
(3) その他業務	6
5 指定管理料及び職員配置等	6
(1) 職員配置	6
(2) 指定管理料	6
(3) 利用料金収入等	7
(4) 管理口座	7
6 リスク分担	7
7 公募に関する事項	9
(1) 公募スケジュール	9
(2) 公募手続について	9
ア 公募要項等の配布	9
イ 現地説明会及び施設見学会	9
ウ 質問の受付	10
エ 質問の回答	10
8 応募に関する事項	10
(1) 応募書類の受付	10
(2) 応募者の資格	11
(3) 欠格事項	11

(4) 応募の形態	11
(5) 応募書類	12
ア 指定申請書及び事業者に関する書類	12
イ 提案書（事業計画書、収支予算書、管理運営提案書）	12
ウ 議会提出用書類	13
(6) 留意事項	14
ア 公募要項の承諾	14
イ 応募者の失格	14
ウ 重複応募の禁止	14
エ 応募の辞退	14
オ 提案内容変更・追加の禁止	14
カ 応募書類の取扱い・著作権	14
キ 応募書類の公表と開示	14
ク 費用負担	14
9 審査・選定に関する事項	14
(1) 審査方法	14
(2) 次点候補者、第3順位の候補者について	15
(3) 選定評価基準について	15
(4) 選定結果の通知・公表	15
10 協定及び準備に関する事項	15
(1) 協定の締結	15
(2) 協定の内容	15
(3) 準備業務	16
11 留意事項	16
(1) 個人情報保護に関して特に留意すべき事項	16
(2) 情報公開の実施について	16
(3) 事故への対応・損害賠償について	16
(4) 苦情・要望について	16
(5) 課税に関する留意事項	16
(6) 利用の継続	16
(7) 災害等発生時の対応	17
(8) 目的外使用について	17
(9) 美里町公共施設における暴力団の利益となる使用等の制限に関する条例の遵守	17
(10) 財務状況の確認	17
(11) その他	17
12 その他	17

(1) 事業の継続が困難となった場合の措置.....	17
ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合	17
イ 指定管理者の責めに帰することができない事由による場合	17
ウ 次点候補者、第3順位の候補者について	18
(2) 指定候補者の変更.....	18
(3) 指定取消し及び管理業務の停止	18
(4) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置	19
13 資料	19
(1) 美里町スイミングセンター指定管理者業務の基準.....	19
(2) 美里町スイミングセンター指定管理者選定評価基準	19
(3) 美里町スイミングセンター指定管理者の応募書類.....	19
(4) 美里町スイミングセンター過去5年間の利用状況.....	19
(5) 美里町スイミングセンター過去5年間の収支状況.....	19
(6) 美里町スイミングセンター備品台帳	19
(7) 美里町スポーツ施設条例	19
(8) 美里町スポーツ施設条例施行規則.....	19

はじめに

美里町スイミングセンター（以下「スイミングセンター」という。）は、スポーツの振興及び普及を図り、もって町民の健康増進とコミュニティ活動の推進を目的とした施設です。

美里町は、これまで特定非営利活動法人美里町体育協会及び株式会社ダンロップスポーツウェルネスの協力を得てスイミングセンターを運営し、町民のスポーツ振興に取り組んできました。

引き続き、スイミングセンターの管理運営につきましては、指定管理者制度を活用し、民間事業者が持つノウハウや能力により、これまでの業務を継続しつつ、利用者サービスのさらなる向上、施設の効率的運用の改善によりスポーツの振興及び普及が図られることを期待するところです。

1 指定管理者制度の趣旨

「公の施設」の管理運営については、平成15年6月の地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）の一部改正により、多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の削減を図る、指定管理者制度が導入されました。

このたび、5年間の指定期間を終えるに当たり、次期の指定管理者についても、広く事業者を公募し、管理運営について創意工夫のある提案を募集します。

〔参考：根拠法令等〕

自治法第244条の2（第1項、第2項 略）

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

2 公募の概要

（1）対象施設（以下「本施設」という。）

名 称 美里町スイミングセンター
所 在 美里町木間塚字高田48番地

（2）設置目的

本施設は、スポーツの振興及び普及を図り、もって町民の健康増進とコミュニティ活動の推進を図ることを目的に設置しています。

（3）指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

(4) 指定管理者の公募及び選定

指定管理者の公募及び選定は、美里町スポーツ施設条例（平成25年美里町条例第20号。以下「スポーツ施設条例」という。）及び美里町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成18年美里町条例第66号）に基づき公募を行い、美里町指定管理者候補者選定委員会条例（平成28年美里町条例第17号）に基づき設置される「美里町指定管理者候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、書類及びヒアリング等に基づく審査を実施し、本施設の設置目的を最も効果的に達成することができると思われる法人等を、応募者の中から指定管理者候補者（以下「指定候補者」という。）として選定します。

(5) 選定結果等の通知及び公表

選定結果は、応募者に対して速やかに通知します。

また、審査の経過及び結果は、美里町のホームページへの掲載により公表します。

(6) 協定の締結

町は、指定候補者と細目協議を行い、協議成立後、美里町議会の議決を経て、指定候補者を指定管理者として指定し、協定を締結します。

(7) 問合せ先

美里町まちづくり推進課 生涯学習係

〒987-8602 宮城県遠田郡美里町北浦字駒米13番地

（美里町中央コミュニティセンター内）

電話 0229-33-2180

FAX 0229-33-2160

E-mail machizukuri@town.misato.miyagi.jp

3 施設の運営方針

(1) 施設の概況

本施設は25m温水プール（8コース）、多目的温水プール、幼児用温水プール等を備え、住民の健康増進とコミュニティ活動の推進に寄与しています。

(2) 施設の運営方針

施設の設置目的を達成するために、次のことを実施します。

ア スイミングセンターの使用に関する業務

イ スイミングセンターが主催する事業に関する業務

ウ スイミングセンターの施設及び設備の日常的な維持管理に関する業務

エ その他、設置の目的を達成するために必要な事業に関すること

4 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務の内容は、次のとおりです。詳細については、別紙「美里町スイ

ミングセンター指定管理者業務の基準」を御覧ください。

なお、本施設の運営に当たっては、消防法（昭和23年法律第186号）に規定する防火管理者の設置等が必要となります。

（１）施設の運営に関して行う業務

- ア 施設の運営・提供業務
- イ 町が指定する事業に関する業務
- ウ 広報と各種情報の提供業務
- エ 自主事業に関する業務
- オ その他業務（事故への対応、緊急時の対応業務等）

（２）施設の維持管理に関して行う業務

- ア 保守管理業務
- イ 環境維持管理業務
- ウ 備品管理業務

（３）その他業務

- ア 事業計画書及び収支予算書の作成
- イ 事業報告書の作成
- ウ 自己評価の実施
- エ 町が実施する業務への協力
- オ 関係機関との連絡調整
- カ 情報公開請求に対する対応
- キ 指定期間終了に伴う引継業務

５ 指定管理料及び職員配置等

（１）職員配置

本施設の管理運営に必要なスタッフを配置し、常時1人の責任者を置くこととします。また、施設の管理に必要な資格を所持する職員を適宜配置することとします。

なお、指定管理者は、指定管理者が行う業務について効果的かつ効率的に行うため、研修やOJTを通じて職員及びスタッフの育成に努めることとします。

（２）指定管理料

本施設の管理運営に係る経費として、町は指定管理者に対して過去5年間の実績を上限とする指定管理料を支払います。

指定管理料については、応募の際に提案された内容をもとに、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに、町の予算の範囲内で、町と指定管理者が協議して決定します（予算は議決案件であり、各年度予算案の議決が条件となります。）。指定管理料の支払時期や方法等は協定にて定めます。

指定管理料の提案例としては、過去の実績事例や管理運営上、常時配置しなければな

らない職員の人件費、小破修繕費、施設賠償責任保険料等とするなどの例があげられます。

なお、これまでの指定管理料の実績を超える金額は想定しておりません。

〈参考〉 令和元年度から令和5年度までの指定管理料（税込み、実績）

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
62,169,000 円	62,253,000 円	62,282,739 円	62,541,353 円	62,804,029 円

※上記の指定管理料（実績）は、光熱水費・通信費の一部、機器保守管理費、植栽管理費、施設修繕費を参考に算出したものです。

〈参考〉 令和元年度から令和5年度までの小破修繕費（税込み、実績）

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1,801,027 円	2,658,700 円	1,466,300 円	1,007,560 円	2,191,401 円

（３）利用料金収入等

本施設は、利用料金制を導入しており、指定管理者は、利用者が支払う利用料を自らの収入とすることができます。

利用料は、スポーツ施設条例で定める額を上限として、指定管理者が町の承認を得て定めることができます。また、指定管理者が独自に企画・実施する事業の収入は、自らの収入とすることができます。

〈参考〉 令和元年度から令和5年度までの利用に係る料金収入（税込み、実績）

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
6,654,491 円	3,757,450 円	5,605,360 円	7,247,700 円	6,140,650 円

（４）管理口座

会計処理の透明性確保の観点から、指定管理者が当該施設の管理運営のために使用する預金口座については、一口座を原則とします。

6 リスク分担

指定期間内におけるリスク分担については、次表のとおりとなります。これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについて、その基本的な考え方を示したものです。これ以外のリスクに関する対応については、この分担表の考え方に準じて、別途協議するものとします。

表 美里町スイミングセンター指定管理リスク分担一覧

リスクの種類	リスクの内容	負担者		
		美里町	指定管理者	分担(協議)
物価変動	収支計画に多大な影響を与えるもの			○
	それ以外のもの		○	
資金調達	資金調達不能による管理運営の中断等		○	
	金利上昇による資金調達費用の増加		○	
法令等変更	管理運営に直接影響する法令等の変更			○
税制変更	法人税・法人住民税の税率等の変更		○	
	それ以外で管理運営に影響するもの			○
許認可等	町が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの	○		
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの		○	
管理運営内容の変更	町の政策による期間中の変更	○		
	指定管理者の発案による期間中の変更			○
町議会議決	指定の議決が得られないことによる管理運営開始の延期		○	
需要変動	大規模な外的要因による場合			○
	それ以外のもの		○	
管理運営の中断・中止	町に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	それ以外のもの			○
施設等の損傷	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	指定管理者が設置した設備・備品		○	
	それ以外のもの（負担限度付き、上段：一件当たり、下段：年間合計）（消費税別）		50万円	
			150万円	
利用者等への損害賠償	町に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	町と指定管理者の両者又は被害者・他の第三者等に帰責事由があるもの			○
公募要項等	公募要項等の瑕疵・不備に基づくもの	○		
不可抗力※	不可抗力による施設・設備の復旧費用	○		

	不可抗力による管理運営の中断			○
第三者への損害	指定管理者の責めに帰すべき事由により周辺住民等に損害を与えた場合		○	
	それ以外の場合			○

※不可抗力：暴風・豪雨・地すべり・地震・洪水・高潮・津波・噴火などの天災、火災・落盤・原発事故など大規模な災害、戦争・テロ・侵略・暴動など国レベルの危機などの町又は指定管理者の責に帰することのできない事象

7 公募に関する事項

(1) 公募スケジュール

- ア 公募要項等の配布 令和6年6月 4日（火）～令和6年7月2日（火）
- イ 現地説明会及び施設見学会の申込み
令和6年6月 4日（火）～6月10日（月）正午
- ウ 現地説明会及び施設見学会 令和6年6月11日（火）
- エ 公募に関する質問受付 令和6年6月 4日（火）～6月13日（木）
- オ 公募に関する質問回答 令和6年6月18日（火）までに随時回答
- カ 応募書類の提出 令和6年6月 4日（火）～7月3日（水）
- キ 選定委員会（プレゼンテーション、ヒアリング等）
令和6年7月 日（ ）
- ク 選定評価の通知・公表 令和6年7月下旬～8月上旬
- ケ 指定管理者の指定 令和6年9月開催の美里町議会9月会議に提案予定
- コ 指定管理者との協定締結 議決後速やかに締結

(2) 公募手続について

ア 公募要項等の配布

令和6年6月4日（火）から7月2日（火）までの間に、美里町ホームページからダウンロードしてください。

美里町ホームページ URL（指定管理者公募掲載ページ）

<http://www.town.misato.miyagi.jp/13jyoho/2024-0603-1728-3.html>

イ 現地説明会及び施設見学会

本施設の現地説明会及び施設見学会を次のとおり開催します。

応募を予定される団体は、できる限り参加してください。

- ◆開催日時：令和6年6月11日（火）15時から17時頃まで
- ◆場 所：美里町スイミングセンター（遠田郡美里町木間塚字高田48番地）
- ◆参加人数：各団体4人以内とします。ただし、複数の株式会社等の団体による共同事業体（以下「共同事業体」という。）を予定している場

合は、構成団体全体で1団体とみなします。

◆参加申込：参加希望の方は令和6年6月4日（火）～6月10日（月）正午までに現地説明会及び施設見学会参加申込書により美里町まちづくり推進課までファクシミリ又は E-mail にて申し込み下さい。

◆申込先：美里町まちづくり推進課

FAX 0229-33-2160

E-mail machizukuri@town.misato.miyagi.jp

〈注 意〉

※ 当日は、公募要項、業務の基準等の公募資料は配付しませんので、美里町ホームページから資料を事前に印刷の上、持参してください。

※ 当日、社員（職員）であることを証明する書類（名刺可）を確認させていただきます。

※ 後述する「8（3）欠格事項」に該当する団体は参加することができません。

※ 現地説明会及び施設見学会以外の日に来館することは制限しませんが、案内や質問については、応じられません。また、いかなる場合においても、事務室内の書類の撮影、記録はご遠慮くださいますようお願いいたします。

※ 当日の詳細については、後日、参加希望の団体にお知らせします。

ウ 質問の受付

公募要項等の内容に関する質問は、質問書により受け付けます。電話でのお問い合わせには応じられませんので、ご了承願います。

◆受付期間：令和6年6月4日（火）から6月13日（木）17時まで

◆提出方法：質問書を美里町まちづくり推進課まで E-mail にて送付してください。

◆提出先：美里町まちづくり推進課

E-mail : machizukuri@town.misato.miyagi.jp

エ 質問の回答

質問に対する回答は、令和6年6月18日（火）までに随時回答します。

8 応募に関する事項

（1）応募書類の受付

応募書類を次のとおり受け付けます。

◆受付期間：令和6年6月4日（火）から7月3日（水）正午必着

◆提出先 : 美里町まちづくり推進課

〒987-8602 遠田郡美里町北浦字駒米 1 3 番地

◆提出方法 : 応募書類を上記に定める提出先に持参又は記録が残る送付方法（簡易書留等）により提出してください。

応募書類以外の書類については受理しません。応募書類以外の書類が郵送された場合は、当課で裁断処理しますので、予めご了承ください。

（２）応募者の資格

法人その他の団体又は複数の法人等が共同する共同事業体で、個人は認めません。

（３）欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

ア 法人税、法人町民税、消費税、地方消費税等の租税を滞納していること。

イ 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにも関わらず、その手続を行っていないもの。

ウ 会社更生法、民事再生法による更正・再生手続中であること。

エ 指定管理者の責に帰すべき事由により、２年以内に指定の取消しを受けたものであること。

オ 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定により、美里町における入札参加を制限されていること。

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員及び暴力団員等（美里町暴力団排除条例（平成 2 4 年美里町条例第 2 8 号）第 2 条第 3 号及び第 4 号に規定する暴力団員及び暴力団員等をいう。）であること。

※本項目については、提出いただく申請団体役員名簿（様式 4）により、美里町から宮城県警本部等に対し、調査・照会を行う場合があります。

キ ２年以内に労働基準監督署からは是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと。）。

ク 本施設を指定期間にわたり、安定的に管理することの可能なノウハウ・実施体制・管理運営に不可欠な資格等や経営基盤等が確保されていないこと。

ケ 現在、役員に破産者又は禁錮以上の刑に処されている者がいること。

（４）応募の形態

株式会社（単独企業、特別目的会社（以下、「SPC」という。）等）又は NPO 法人、その他法人のほか、任意団体（複数の株式会社や NPO 法人等により構成されている共同事業体も可能）等であること。個人での応募は認めません。原則として、指定管理期間が始まるときと同一の状態で応募してください。

ただし、指定管理開始前までに、法人格の取得を予定又は法人格を変更する予定があ

る場合には、応募書類提出までに法人格の取得又は変更に関する申請手続を済ませた上で、申請に係る書類の写しを提出してください。法人格の取得又は変更は、美里町議会の議決の手続に確実に間に合うことが必須となりますので、遅くとも令和6年8月中旬までに手続が完了するよう準備を進めてください。

なお、当該法人格の取得・変更等の手続が、上記に示す手続の期限に間に合わない場合は、指定候補者としての地位を失う場合がありますので注意してください。法律の改正に基づき、法人格の変更の手続を行う場合については、この限りではありませんが、別途、町の指示に従ってください。

(5) 応募書類

次のとおり応募書類を提出してください。

応募書類は、次のア、イ及びウを順に並べて1冊のファイルに綴り、ファイルの表紙にファイル名と応募団体名を明記してください。

■ファイル名「美里町スイミングセンター指定管理者 応募書類」

ア 指定申請書及び事業者に関する書類

- a 指定申請書（様式1）
- b 団体の概要（様式2）
 - b-① 共同事業体の結成に関する申請書（様式2-2）
 - b-② 共同事業体連絡先一覧（様式2-3）
- c 欠格事項に該当しない宣誓書（様式3）
- d 申請団体役員名簿（様式4）
- e 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類
- f 指定申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれに類する書類
- g 前事業年度及びその前の年度の事業報告書及び収支計算書
- h 直近3か年の事業年度の貸借対照表、財産目録、損益計算書等
（任意団体においては、これらに類する書類）
- i 法人にあっては、法人の登記事項証明書
SPC を設立予定の場合は、その実現性を証明する資料
- j 美里町税の納税状況調査の同意書（様式5）

※現時点で町に対して納税義務のない団体についても提出の必要があります。

なお、指定管理者として指定された後は、この同意書をもとに、毎年度町への納税状況（町の課税状況の有無を含め）について状況調査を行います。

- k 設立趣旨、事業内容のパフレットなど団体の概要がわかるもの

イ 提案書（事業計画書、収支予算書、管理運営提案書）

応募者は、別紙「美里町スイミングセンター指定管理者選定評価基準」を参考にし、次の項目を満たす内容で提案書を作成してください。様式は自由です。

■提出部数：原本１部、副本１０部及びCD-ROM２枚

【提案書作成上の注意】

- ・パソコン等で作成（Word、Excel 又は PowerPoint を使用）してください。
- ・ページ番号及びインデックスを付してください。
- ・図表等の挿入や別添は可能ですが、見やすいよう工夫してください。
- ・カラー可とします。

【提案書の作成項目】

- 1 基本方針
 - （１）施設管理運営の基本的な考え方
 - （２）施設管理運営の５年間の目標と推進方策
- 2 事業計画
 - （１）計画的な事業展開について
 - （２）利用者サービスの向上について
 - （３）地域や他機関・事業所等との連携について
- 3 管理運営
 - （１）運営体制に関する基本的な考え方について
 - （２）施設の維持管理について
 - （３）モニタリングの実施について
- 4 収支計画について
- 5 自主提案
- 6 指定管理の実績
- 7 立上げ体制
- 8 指定管理料

※「４収支計画」は、年度ごとの作成をお願いします。

※「５自主提案」は、本施設の管理運営、制度、その他独自の提案をお願いします。

※「８指定管理料」が必要となる場合は、５年間の総額及び年度別の金額を提案してください。

ウ 議会提出用書類

後述する「９（１）審査方法」に基づき、本施設の指定管理者候補者に選定された場合に、町議会に指定管理者の指定に係る議案を上程する際に資料として提出する書類として、次の書類を作成してください。

- a イ 提案書の要約版（事業計画と収支計画を含む１０ページ程度のもの）
- b アー d 申請団体役員名簿（様式第４号）の性別欄、住所欄及び生年月日欄の記載がないもの

(6) 留意事項

ア 公募要項の承諾

応募者は、応募書類の提出をもって、本公募要項の記載内容を承諾したものとみなします。

イ 応募者の失格

応募者が次の事項に該当した場合は、失格とします。

- a 公募要項に定める手続及び欠格事項を遵守しない場合
- b 応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

ウ 重複応募の禁止

応募は、一団体につき、一案とします。複数の応募はできません。

また、一つの団体が複数の共同事業体に参加することも認められません。

エ 応募の辞退

構成員の倒産、解散等の事情により、応募を辞退することが明白となった場合には、辞退届（様式8）を美里町まちづくり推進課へ提出してください。

オ 提案内容変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は追加はできません。ただし、選定委員会が認めた場合はこの限りではありません。

カ 応募書類の取扱い・著作権

応募書類は、理由を問わず返却しません。

キ 応募書類の公表と開示

応募書類については、美里町情報公開条例（平成24年美里町条例第29号）に基づく情報開示請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示されます。

また、町が必要と認めるときには、町は提案書類の全部又は一部を使用できるものとします。

ク 費用負担

応募に関して必要となる費用は応募者の負担とします。

9 審査・選定に関する事項

(1) 審査方法

指定管理者の選定に当たっては、外部有識者等で構成される選定委員会において、指定管理者選定評価基準の項目に従い、総合的に審査し、その結果に基づき、美里町長が指定候補者、次点候補者及び第3順位の候補者を選定します。

応募者の提出書類及び1団体30分以内のプレゼンテーションに基づきヒアリングを行います。このため、審査の当日は、団体の代表者又は代理の方を含め、合計5人までの出席をお願いします。

審査の日時等、詳細については、後日お知らせいたします。

なお、応募団体が1団体のみの場合であっても、選定委員会の定める最低基準に満たないときは選定されず、再度公募を行うこととなります。次点候補者となるためにも最低基準を満たすことが必要です。また、財務状況の評価が著しく悪い場合は、選定から除外する場合があります。

(2) 次点候補者、第3順位の候補者について

指定候補者に選定された団体が辞退した場合においては、次点候補者、第3順位の候補者の順で繰り上がり、指定候補者となります。なお、次点候補者、第3順位の候補者の地位は、指定管理者の管理が開始すると同時に消滅します。

(3) 選定評価基準について

評価は、200点満点とし、最低基準を100点とします。

選定評価基準及び評価項目については、別紙「美里町スイミングセンター指定管理者選定評価基準」を参照してください。

(4) 選定結果の通知・公表

選定結果は、応募者に対して速やかに通知します。また、選定の経過及び結果は、美里町ホームページへの掲載等により公表します。

10 協定及び準備に関する事項

(1) 協定の締結

選定委員会による審査及び選定後、町は、指定管理者と細目について協議を行い、その後、町議会の議決を経て指定管理者として指定された後に、基本協定を締結します。

また、毎年度、指定管理料の金額等に関する年度協定を締結します。

(2) 協定の内容

- ア 管理運営業務の範囲及び内容
- イ 法令の遵守
- ウ 管理運営業務実施上の規定等（第三者への再委託、緊急時の対応、施設の保全・改修等）
- エ 管理運営費用に関する事項（口座管理、指定管理料限度額及び支払方法の原則、光熱水費支払方法の原則等）
- オ 管理運営業務実施状況の確認方法及び確認事項
- カ 施設の維持保全及び管理に関する事項
- キ 施設内の物品等の所有権の帰属に関する事項
- ク 債権債務の譲渡等の禁止に関する事項
- ケ 管理運営業務に関し保有する個人情報の保護に関する事項
- コ 指定管理期間満了に関する事項
- サ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- シ 協定内容の変更に関する事項

ス その他必要な事項

(3) 準備業務

指定管理期間の開始までに、準備業務として、①事業計画書作成業務、②町との連携・調整業務を行っていただきます。詳細については、指定候補者に提示します。

なお、指定管理者が変更になった場合には、次期指定管理者と現在の指定管理者との間で引継ぎ等を行っていただきます。

1 1 留意事項

(1) 個人情報保護に関して特に留意すべき事項

指定管理者が管理業務を実施するに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定が適用され、個人情報の保護に関する関係法令を遵守し、個人情報を適正に取り扱うことが必要です。

(2) 情報公開の実施について

指定管理者が管理業務を実施するに当たり、町に準じた情報公開の対応を行うこととします。

(3) 事故への対応・損害賠償について

指定管理者は、施設において事故防止に努めるとともに、発生した事故への損害賠償等の対応に関して、次のとおり義務を負うこととします。

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由により、町又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者においてその損害を賠償しなければなりません。

イ 施設における事故防止及び事故発生時の対応に備えて、指定管理者は指定管理期間の開始までに事故防止・事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を町へ報告しなければなりません。

ウ 指定管理者は、損害保険会社により提供されている施設賠償責任保険に加入し、当該保険からの保険金により損害賠償責任に対応することとします。

なお、保険金額は、1億円以上とし、町を追加被保険者とします。

(4) 苦情・要望について

指定管理者は、利用者等から寄せられる苦情や要望に十分応えることのできる体制を整えることとします。

(5) 課税に関する留意事項

指定管理者は、法人にかかる町民税等の納税義務者となる可能性がありますので、町の税務課、所轄の県税事務所及び税務署にお問い合わせください。

(6) 利用の継続

業務の開始に当たっては、現に本施設を利用している利用者の継続利用を妨げないこととします。

(7) 災害等発生時の対応

指定管理者は、災害等緊急時の利用者の避難、誘導、安全確保や必要な通報等についてのマニュアルの作成及び法令・規則等で定められている防災訓練等を実施し、緊急事態の発生時には的確に対応することとします。また、警察、消防等に要請するような災害等の緊急事態が発生した場合には、直ちに美里町まちづくり推進課にその旨を連絡することとします。

(8) 目的外使用について

利用許可等の権限については指定管理者に付与されますが、目的外使用の許可権限については、自治法上、町が引き続き有することとされているため、指定管理者の権限とはなりません。

(9) 美里町公共施設における暴力団の利益となる使用等の制限に関する条例の遵守

美里町公共施設における暴力団の利益となる使用等の制限に関する条例（平成21年美里町条例第30号）の施行に伴い、指定管理者は、本施設の使用等が暴力団の利益になると認められるときは、その利用許可等をしてはならないとされていますので、条例の規定に基づき、適正に施設の管理運営を行ってください。

(10) 財務状況の確認

町は、安定的な管理運営が確保されているかを確認するため、毎年度1回、指定管理者となっている団体（共同事業体においては各構成団体）について選定時と同様の財務状況確認を行います。そのため、団体から財務諸表等の財務状況について確認できる書類を提出していただく必要があります。

(11) その他

その他、記載のない事項については、町と協議することとします。

12 その他

(1) 事業の継続が困難となった場合の措置

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

町が行う業務の改善勧告に従わない場合など、指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、町は指定の取消しを行うことがあります。その場合は、町に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

イ 指定管理者の責めに帰することができない事由による場合

不可抗力等、町及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとします。

一定期間内に協議が整わない場合には、それぞれ、事前に書面で通知することにより指定を取り消すことができるものとします。

なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

ウ 次点候補者、第3順位の候補者について

指定管理者に指定された団体が辞退した場合においては、次点候補者、第3順位の候補者の順で繰り上がり、指定候補者となります。

なお、次点候補者、第3順位の候補者の地位は、指定管理者の管理が開始すると同時に消滅することとします。

(2) 指定候補者の変更

町は、指定候補者が、町議会の議決を経るまでの間に、指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じたときは、指定しないことがあります。

また、指定候補者が、指定管理期間開始日までの協議の過程において指定管理業務の実施が困難であることが明らかになった場合や協議が成立しない場合も、同様となります。

そのような場合には、次点候補者と協議を行い、次点候補者を指定管理者の候補団体として町議会の議案を提出します。ただし、次点候補者とも協議が成立しない場合等には、第3順位の候補者を指定管理者の候補団体として町議会の議案を提出します。

また、指定候補者を指定管理者の候補団体として町議会の議案を提出した結果、議決が得られなかった場合にも、同様に、次点候補者、第3順位の候補者の順で指定管理者の候補団体として町議会の議案を提出することがあります。

なお、町議会の議決が得られなかった場合においても、当該施設に係る業務及び管理の準備のために支出した費用については、一切補償しません。

(3) 指定取消し及び管理業務の停止

指定管理者が行う施設管理の適正を期すために町が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当ではないと認められるときは、自治法第244条の2第11項の規定に基づき、指定管理者の指定を取消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

指定取消し又は管理業務の停止を行う必要がある場合の例として、以下のようなものが考えられます。

ア 美里町スポーツ施設条例又は協定の規定に違反したとき。

イ 自治法第244条の2第10項の規定に基づく報告の要求又は調査に対して、これに応じず又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき。

ウ 自治法第244条の2第10項の規定に基づく指示に従わないとき。

エ この公募要項に定める資格要件を失ったとき。

オ 申込みの際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。

カ 指定管理者の経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断されるとき。

キ 指定管理者の指定管理業務に直接関わらない法令違反等により、当該団体に管理業務を継続させることが、社会通念上著しく不相当と判断されるとき。

ク 指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務が行われなるとき。

ケ 不可抗力により管理業務の継続が著しく困難になったと判断されるとき。

コ 指定管理者から、指定の取消し又は管理業務の全部又は一部の停止を求める書面による申出があったとき。

サ 当該施設が、公の施設として廃止されることとなったとき。

シ その他、町が当該指定管理者による管理を継続することが適当ではないと認めるとき。

指定管理者の責に帰すべき事由により指定取消し又は管理業務の停止を行った場合には、指定管理料の減額又は既に支出した指定管理料の返還、また、町に損害が発生した場合の損害賠償の支払等を求めることがあります。

(4) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合については、町と指定管理者は、誠意をもって協議するものとします。

13 資料

- (1) 美里町スイミングセンター指定管理者業務の基準
- (2) 美里町スイミングセンター指定管理者選定評価基準
- (3) 美里町スイミングセンター指定管理者の応募書類
- (4) 美里町スイミングセンター過去5年間の利用状況
- (5) 美里町スイミングセンター過去5年間の収支状況
- (6) 美里町スイミングセンター備品台帳
- (7) 美里町スポーツ施設条例
- (8) 美里町スポーツ施設条例施行規則